

消防器具に係る国際規格(ISO規格)策定の概要

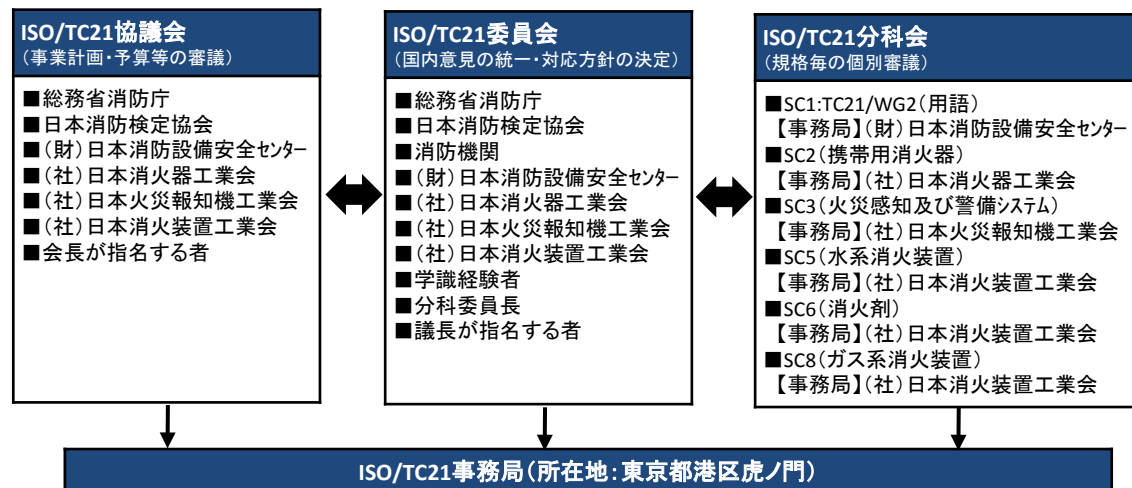
1. 消防機器に係るISO規格の策定

- ・ISO(国際標準化機構)では、電気技術分野を除く全産業分野の国際規格(ISO規格)を策定。
- ・消防機器については、専門委員会(ISO/TC21)でISO規格の策定について審議。我が国は1979年から参画。
- ・消防機器に係るISO規格は、2009年度までに77規格※を策定。

※火災感知と警報設備:21規格、ガス系消火装置:17規格、水系消火装置:16規格 等。

2. ISO/TC21(消防機器)に係る国内組織

- ・消防機器に係るISO規格に関し、国内組織としてISO/TC21協議会及び委員会を設置。ISO規格(案)に対する投票等に係る国内意見の統一や対応方針の決定などを実施。
- ・規格毎の個別審議は、分科会及び分科会作業委員会で実施。



3. ISO規格と国内規格(消防法令の規格)との関係

WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」においては、WTO加盟各国の中央政府機関の強制規格に関し、「国際規格を強制規格の基礎として用いる」旨を規定。

貿易の技術的障害に関する協定(WTO/TBT協定)

2.4 加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。